

総合特区法案の検討経緯及び提言について

1. 経緯

- (1) 総合特区制度は、昨春より内閣官房地域活性化統合事務局で検討が開始され、6月に策定された成長戦略の中に目玉政策のひとつとして盛り込まれた。
- (2) 総合特区制度の目的は、社会経済の環境変化に対し機動的かつ弾力的な対応力を失っているわが国の現状に鑑み、様々な規制や制度の特例を活用し、直面している政策課題の解決にチャレンジすることにある。
その際、総合特区にチャレンジする地域や主体には、その本気度、必然性、戦略性、包括性が問われる一方、国の側にも、認定した総合特区の成功に向けて全面的に協力する姿勢が求められる。
- (3) 総合特区には、経済的閉塞感を打破するための国際戦略総合特区のほか、医療・農業・林業・環境・観光など、現行の規制や制度の硬直性のために様々な問題を抱えている分野の活性化に取り組む地域活性化総合特区等のカテゴリーが想定されている。
総合特区は、地方公共団体や地方経済団体、NPO、市民団体等の様々な主体がその実現に取り組むことから、経済及び地方の再生と地域主権改革を推進する要の政策として位置付けられるものである。
- (4) 鳩山内閣、第1次菅内閣で総合特区制度の企画立案の方向性が固まった後、昨年9月以降の第2次菅内閣の下、党成長戦略PTの中に設けられた総合特区・規制改革小委員会において制度の詳細や法案の検討が進められてきた。
本委員会は1月末までにほぼ各週に亘り計11回の委員会を開催したほか、役員による随時の集中討議を含め、精力的な検討を積み重ねてきた。
- (5) 検討に当たっては、①規制・制度の特例によって総合特区の目的を達成することが第一義であること、②認定した総合特区に対しては、国としても規制・制度の特例を極力幅広く認めるとともに、予算措置・税制特例措置等によって全面的にバックアップすることが重要であることを念頭に置いた。
また、地方公共団体や経済界からの強い期待の一方で、規制・制度の特例を設けることに対する所管省庁（霞が関）の潜在的な抵抗も認識しつつ、以下の方針を掲げて臨んだ。

- ・規制・制度の特例の対象を限定すべきではないこと
- ・総合特区申請主体のやる気と創意工夫が尊重されること
- ・国及び申請主体間の実効的な調整プロセスを確保すること 等

(6) この間、本委員会は、①「総合特区制度に係る提案募集」案件の分析や、②新成長戦略等に盛り込まれた規制・制度改革項目の進捗状況等のチェックも行ってきた。今後も、本委員会は、総合特区の選定・実現や規制・制度改革の推進に向けた党側の検討組織として機能していくこととなる。

2. 検討の結果

(1) 検討過程では、担当部局（内閣官房地域活性化統合事務局）に加え、内閣法制局及び議会法制局も本委員会の議論に参加したほか、最終段階では担当政務三役（平野内閣府副大臣）も出席し、政府・与党が一体となって法案の取り纏めに至った。法案の骨子は以下のとおり。

- ①条例で特例を措置できる政省令による規制の範囲を、地方公共団体の自治事務の基準関係のものに留まらず、広く法定受託事務を含む事務一般とすること
- ②規制の特例を定める省令は、主務省庁単独ではなく内閣府の主導による共同省令（「内閣府令・主務省令」）とすること
- ③総合特区制度における国と地方の協議機関を法定化すること
- ④特例措置の勧告権等を有する総合特区特命担当大臣の必置を実効化すること
- ⑤法律に基づいて策定される総合特区基本方針において、「総合特区が地域主権改革の突破口としての機能を有し、条例による法令の特例提案が十分に尊重されるべき」旨の記載が盛り込まれること

3. 今後に向けた提言

(1) 本法案の策定過程は、「与党の政策調査部門が政府内の担当部局及び法制局、議会法制局と公開の場で議論して法案策定に至る」という新しい政策形成モデルを提示するものであった。

その結果、与党が政府の法案策定に実質的にコミットすることが可能となり、本委員会での提言・意見を反映し、従来にない様々な工夫や先進的な仕組みが盛り込まれるに至った。こうした政策形成モデルは、今後、他の法案策定作業においても試行されるべき価値がある。

(2) 本委員会の精力的かつ精緻な議論の結果策定された本法案の現時点

の内容は、総合特区制度の実効性を高めるうえで不可欠のものであり、今後の政府内の法令協議等における内容の後退は許されない。

さらに、将来における法の運用に当たっても、法の目的と趣旨を踏まえ、強い主導力を発揮すべき主管省たる内閣府及び特例措置を推進すべき各省庁は、総合特区の実現に向け最大限の努力をすべきである。

- (3) なお、本法案の検討過程では、改めて、内閣法制局の役割と存在意義が論点のひとつとなった。

内閣法制局は、新しい法制に対して、通説、学説、判例等を根拠して消極的な判断を示す傾向が強く、今回の検討過程でもそうした姿勢が際立った。

こうした内閣法制局の構造的な課題について、政府内においてもその是正に向けた取り組みに着手することを望むところである。

- (4) 最後に、先の新成長戦略実現会議における総合特区制度の趣旨を踏まえたより先進的な制度の創設を求める議論など、①政令・条例による法律の規制の特例措置、②条例への政省令の規制の特例措置のより広範な委任、③我が国の抱える政策課題を地域が率先して取り組む場合の地方公共団体による国の事務の実施、あるいは、④申請主体に地方公共団体と民間の複合団体を認めること等の論点については、本委員会において一定の法制的知見を蓄積するところとなった。

今後、立法府における法案審議の促進に役立つのであれば、本委員会としても必要な協力を惜しまない。

以上